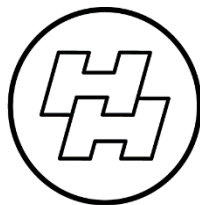


保証契約等のご案内

前払金保証
中間前払金保証
契約保証
契約保証予約
(入札ボンド)



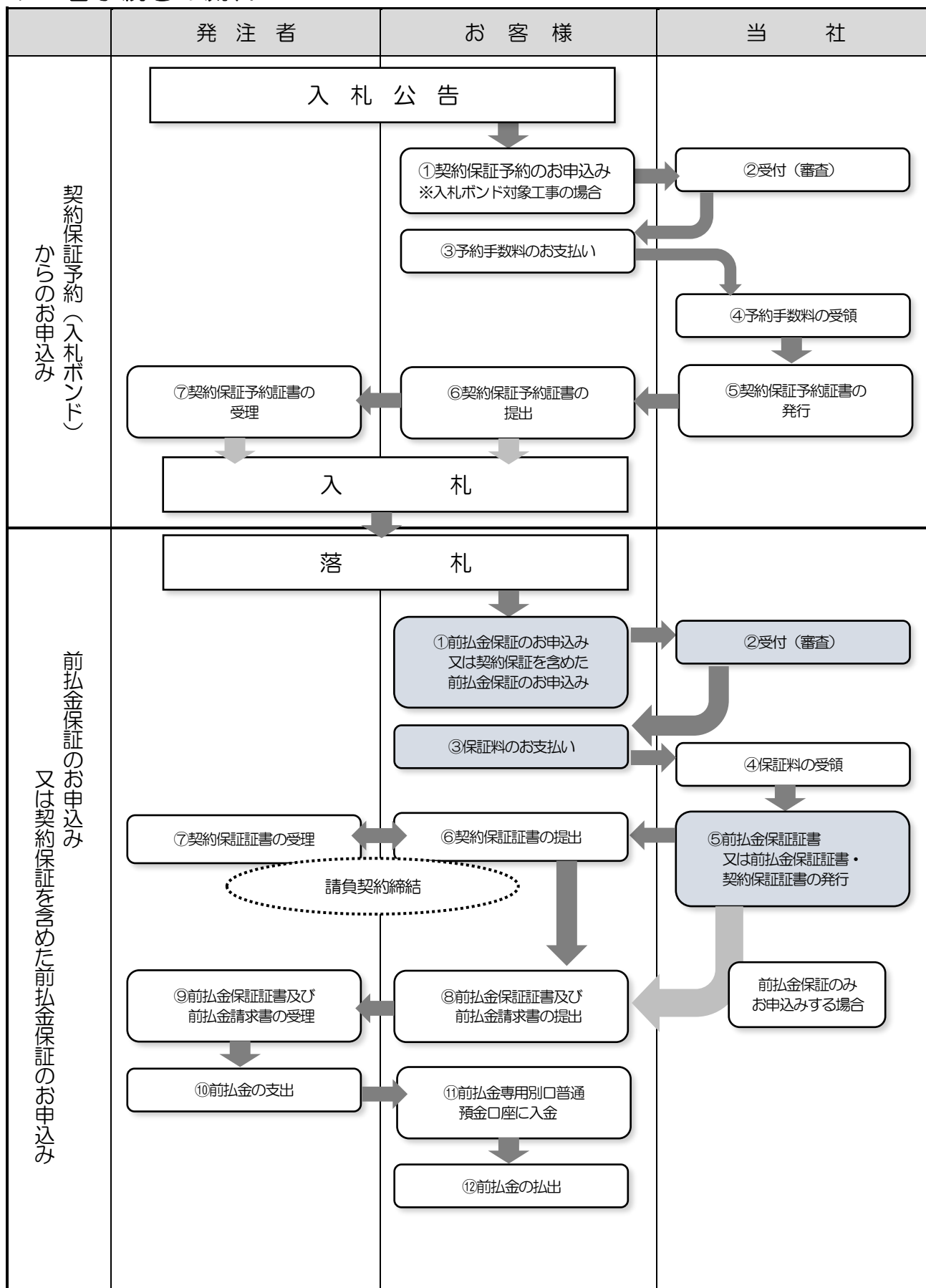
北海道建設業信用保証株式会社

令和6年4月

【目 次】

1	各手続きの流れ	1
2	各種保証・予約について	2
2-1	前払金保証とは	2
2-2	中間前払金保証とは	2
2-3	契約保証とは	2
2-4	契約保証予約（入札ボンド）とは	2
3	前払金保証・契約保証及び中間前払金保証のお申込手続き	3
3-1	申込書類	3
3-1-1	はじめてお申込みされる場合（新規登録）	3
3-1-2	申込書類	3
3-2	申込方法	4
3-3	保証証書等の受取方法と保証料の支払方法	4
3-4	受取書類	4
3-4-1	前払金保証及び中間前払金保証	4
3-4-2	契約保証	4
3-5	前払金請求から払出しまでの流れ	5
(1)	前払金の請求	5
(2)	前払金の預託（発注者からの振込み）	5
(3)	前払預託金の払出し	5
3-6	保証契約変更（増額、減額、保証期限変更）の手続き	6
3-7	保証料	7
3-7-1	前払金保証料	7
3-7-2	契約保証料	8
3-7-3	中間前払金保証料	8
3-7-4	保証料等振込口座	8
3-8	公共工事前払金保証・契約保証申込書の記入	9
3-9	前払金使途内訳明細書の記入	10
3-10	前払預託金払出内訳書の記入	11
3-11	前払金使途変更申込書・承諾書の記入	12
3-12	共同企業体の別口普通預金口座の指定解除について	13
3-13	共同企業体構成員に対する支払金の保証について	13
4	契約保証予約（入札ボンド）のお申込手続き	14
4-1	申込書類	14
4-1-1	はじめてお申込みされる場合（新規登録）	14
4-1-2	申込書類	14
4-2	申込方法	14
4-3	予約証書等の受取方法と予約手数料の支払方法	14
4-4	受取書類	14
4-5	予約手数料	15
4-6	公共工事契約保証予約（入札ボンド）申込書の記入	15
5	北海道建設業信用保証株式会社の情報管理について	16

1 各手続きの流れ



※前払金の請求から払出しまでの流れは、P5をご参照ください。

2 各種保証・予約について

2-1 前払金保証とは

○前払金保証とは…

公共工事（委託業務含）の発注者が、受注者に対し工事代金の一部を着工時に前金払する場合に、その前払金について当社が発注者に対して行う保証をいいます。前払金の割合は、通常、工事請負契約の場合は40%、委託業務契約の場合は30%ですが、発注者によって異なる場合があります。

前金払制度は、国、都道府県、市町村のほか、独立行政法人、高速道路会社、地方公社、農業・漁業・森林組合等公共性のある発注者のほとんどが採用しております。

○前払金保証の対象は…

前払金保証は、土木、建築、設備等の工事のほか、土木・建築に関する設計、調査、測量等の業務や造林事業等も対象となります。

2-2 中間前払金保証とは

○中間前払金保証とは…

着工時に支出される前払金に追加して、工事の途中で一定の条件のもとで支出される中間前払金（請負金額の20%）があります。

国土交通省（北海道開発局）、北海道、市町村等の発注者が採用しております。

2-3 契約保証とは

○契約保証とは…

公共工事の発注者は、契約締結にあたって、契約上の義務の完全な履行の担保と損害補填の手段として、受注者に対し契約保証金の納付を義務付けております。

契約保証は、契約保証金の納付に代わる担保の一つで、当社が行う金銭的保証です。

○契約保証の対象は…

契約保証は、前払金保証契約の特約であり、「前払金の支出が予定されている公共工事」が対象となります。

○契約保証のメリット…

契約保証は、前払金保証と同時に申込むことができます。

2-4 契約保証予約（入札ボンド）とは

○契約保証予約（入札ボンド）とは…

公共工事の入札にあたり、発注者が入札参加者に対して、金融機関等による審査・与信を経て発行される履行保証の予約的機能を有する証書の提出を求める入札ボンド制度において、当社の当該機能を有する証書（「契約保証予約証書」）は「入札ボンド」の一つとして扱われます。

○落札者となった場合は…

当社の「契約保証予約」を利用したお客様が当該工事を落札した場合には、契約保証及び前払金保証を当社にお申込みいただきます。

3 前払金保証・契約保証及び中間前払金保証のお申込手続き

3-1 申込書類

3-1-1 はじめてお申込みされる場合（新規登録）

はじめて当社の保証を受けられるお客様は、お申込みに当たって次の書類が必要です。

- ①会社概要（当社所定様式）
- ②直近2年分の決算報告書
- ③直近2年分の勘定科目内訳明細書
- ④直近2年分の工事経歴書
- ⑤役員の略歴書
- ⑥建設業許可通知書（写）＜測量等の方は登録通知書（写）＞
- ⑦直近1年分の経営事項審査結果通知書（写）＜測量等の方は不要です。＞
- ⑧その他当社が指定する書類

※ご登録されたお客様は、登録更新のため決算終了毎に決算報告書等をご提出ください。

決算終了時期に、当社から提出依頼文書をお送りします。

※住所、商号、代表者等の登録内容に変更が生じた場合は、その都度ご連絡をお願いいたします。

3-1-2 申込書類

保証申込みをされる場合は、次の書類が必要です。

○ 前払金保証のお申込み

- ①公共工事前払金保証・契約保証申込書（当社所定様式）……………1部
- ②前払金使途内訳明細書（当社所定様式）……………1部
- ③請負契約書（写）……………1部
- ④前払金の預託等に関する申出書（共同企業体の場合※）（当社所定様式）……………1部
- ⑤その他当社が指定する書類

※共同企業体の場合は、②代表者が一括して前払金を預託し、払い出す方法（一括預託）と、①代表者が一度共同企業体の口座に前払金を預託した後、各構成員に分割して預託し、各構成員が払い出す方法（分割預託）があります。

共同企業体内で決定のうえ、「④前払金の預託等に関する申出書」を当社にご提出ください。

④分割預託の申込書類については、当社にお問い合わせください。詳細については3-1-3をご参照ください。

○ 前払金保証と契約保証のお申込み（上記①～⑤と次の書類が必要です。）

- ・前払金支出対象工事の確認ができる書類
（落札者決定通知書、入札公告等）……………1部
- なお、請負契約書（写）は、契約内容が確認できる書類（請負契約書案など）で結構です。

○ 中間前払金保証のお申込み（上記①、②と次の書類が必要です。）

- ・認定調書（写）……………1部

当社所定様式は当社ホームページの「保証のご案内＞保証申込関係様式」から入手できます。

(<https://www2.hokkaido-cs.co.jp/>)

3-2 申込方法

次のいずれかの方法によりお申込みください。各店舗の住所・連絡先は「会社案内」をご参照ください。

●窓口 ●送付 ●FAX ●Web 保証申込

Web 保証申込とは、インターネットを利用して申込みを行う方法です。当社ホームページの「Web 保証申込 事前登録案内」をご確認ください。

なお、ID・パスワードが必要となりますので、はじめてご利用を希望されるお客様は当社にお問い合わせください。

※共同企業体分割預託はWeb 保証申込に対応しておりません。

3-3 保証証書等の受取方法と保証料の支払方法

希望される受取方法に応じて保証料をお支払いください。

希望される受取方法	保証料の支払方法
① 当社窓口の場合	当社窓口で保証料をお支払いください。 なお、事前にお振込みいただくことも可能です。
② 送付の場合	保証料をお振込みください (振込口座は3-7-4を参照)。 入金確認後、お客様あてに保証証書をお送りします。 なお、振込手数料は、お客様のご負担となりますので ご了承ください。
③ 建設協会の場合 (当社と業務委託契約を締結している建設 協会に限ります)	建設協会に保証料をお支払いください。

3-4 受取書類

3-4-1 前払金保証及び中間前払金保証

<発注者に提出する書類>

- 公共工事前払金保証証書（正本）
- 公共工事前払金保証証書（写）
- 前払金使途内訳明細書（※発注者用）
※発注者が不要の場合は添付を省略しております。

<お客様控え>

- 前払金保証料領収証
- 前払金保証契約通知書
- 前払金使途内訳明細書（保証契約者用）

上記に加え、当社所定様式で前払金払出し時に金融機関に提出する「前払預託金払出内訳書」、使途の変更又は未定事項の確定時に当社に提出する「前払金使途変更申込書・承諾書」があります。

当社所定様式は当社ホームページの「保証のご案内>保証申込関係様式」から入手できます。

3-4-2 契約保証

<発注者に提出する書類>

- 保証証書（契約保証）（正本）
- 保証証書（契約保証）（写）

<お客様控え>

- 契約保証料領収証
- 保証証書（契約保証）（写）

3-5 前払金請求から払出しまでの流れ

(1) 前払金の請求

①前払金専用別口普通預金口座の開設

- ・前払金をはじめてご請求されるお客様は、事前に、当社と業務委託契約を締結している金融機関に前払金専用別口普通預金口座を開設する必要がありますので、金融機関にその旨お申し出ください。
- ・共同企業体の場合は、協定書に定めた金融機関において、**共同企業体名義**の前払金専用別口普通預金口座を開設して前払金を取扱う必要があります。

②発注者に対する前払金の請求

- ・3-4-1＜発注者に提出する書類＞とあわせて、前払金請求書を発注者にご提出ください。
- ・前払金請求書の所定様式は、各発注者にお問い合わせください。
- ・前払金請求書に記入する振込先は、上記①によるもののほか、発注者に事前登録している前払金専用別口普通預金口座としてください。

(2) 前払金の預託（発注者からの振込み）

- ・前払金は、保証証書記載の預託金融機関の前払金専用別口普通預金口座に振り込まれ、この口座に預託して取扱う必要があります。

※前払金専用別口普通預金口座以外の口座に振り込まれた場合は、速やかに当社にご連絡ください。

(3) 前払預託金の払出し

- ・3-4-1＜お客様控え＞の前払金使途内訳明細書（保証契約者用）に沿って払い出ししてください。
当社所定様式の「前払預託金払出内訳書」に払い出す内容を記入して、預託金融機関にご提出ください。詳細は、3-10をご参照ください。
- ・インターネットバンキング（オンラインバンキング）等による払出しはできません。
- ・前払金使途内訳明細書の内容を変更又は未定事項を確定する場合には、当社所定様式の「前払金使途変更申込書・承諾書」を当社に提出し、変更又は未定事項を確定する必要があります。詳細は3-11をご参照ください。

3-6 保証契約変更（増額、減額、保証期限変更）の手続き

下表の場合には、保証契約の変更手続きが必要となります。

	請負契約の変更内容	保証契約 変更手続き	当社への申込書類	発行する書類 (発注者提出)
前 払 金 保 証	前払金が追加支出される場合	保証金額の 増額	・公共工事前払金保証・契約保証申込書 ・前払金使途内訳明細書 ・請負契約の変更が確認できる書類（写） →変更契約書等	前払金増額保証証書 (正本及び写)
	前払金の一部を発注者に返納する場合	保証金額の 減額	・公共工事前払金保証・契約保証申込書 ・請負契約の変更が確認できる書類（写） →変更契約書等 ・前払金を返納したことが確認できる書類（写） →返納通知書等	前払金減額保証証書 (正本及び写)
	工期が変更される場合	保証期限の 変更	・請負契約の変更が確認できる書類（写） →変更契約書等	保証期限変更通知書 (正本及び写)
契 約 保 証	契約保証金額が変更される場合	保証金額の 増額又は減額	・公共工事前払金保証・契約保証申込書 ・請負契約の変更が確認できる書類（写） →変更契約書等	契約保証変更保証証書 (正本及び写)
	工期が変更される場合	保証期間の 変更	※前払金保証の変更申込みに必要な書類と重複するときは提出不要です。	

※発注者により手続きが異なる場合がありますので、ご不明な場合は当社にお問い合わせください。

3-7 保証料

3-7-1 前払金保証料

＜前払金保証料 速算表＞ **保証料 = A × B - C** ※100 円未満切捨

保証金額 (A)	保証料率 (B)	差引額 (C)
300 万円以下の金額	0.23%	—
300 万円を超え、1,000 万円以下の金額	0.31%	2,400 円
1,000 万円を超え、2,000 万円以下の金額	0.32%	3,400 円
2,000 万円を超え、5,000 万円以下の金額	0.33%	5,400 円
5,000 万円を超え、1 億円以下の金額	0.34%	10,400 円
1 億円を超える金額	0.35%	20,400 円

＜計算例＞「保証金額 5,940 万円の場合」

5,940 万円 × 0.34% - 10,400 円 = 191,560 円

100 円未満切捨 → 191,500 円

※保証期間は計算しません。

※増額又は減額の場合の保証料については、当社にお問い合わせください。

※保証料は非課税です。

【前払金保証料の割引】

次の場合、保証料が割引になります。

(お取引状況によって適用されない場合があります)

①お客様の直近 2 年間の当社前払金保証金額の平均が 3 億円以上の場合……………割引率 5%

②当該保証申込にかかる工事の施工場所が北海道内の場合……………割引率 1%

③上記①と②の両方に該当する場合……………割引率 6%

＜計算例＞「保証金額 5,940 万円で、施工場所が北海道内の場合（割引率 1%）」

上記の方法により求めた保証料 191,500 円 × (100% - 1%) = 189,585 円

100 円未満切捨 → 189,500 円

3-7-2 契約保証料

＜契約保証料 速算表＞ **保証料 = A × B - C** ※100 円未満切捨

保証金額 (A)	保証料率 (B)	差引額 (C)
300 万円以下の金額	0.45%	—
300 万円を超え、1,000 万円以下の金額	0.65%	6,000 円
1,000 万円を超え、5,000 万円以下の金額	0.68%	9,000 円
5,000 万円を超える金額	0.72%	29,000 円

＜計算例＞「保証金額 1,485 万円の場合」
 1,485 万円×0.68%－9,000 円＝91,980 円
 100 円未満切捨→91,900 円

※保証期間は計算しません。

※増額又は減額の場合の保証料については、当社にお問い合わせください。

※保証料は非課税です。

3-7-3 中間前払金保証料

保証料率は一律 0.065%です。

※100 円未満切捨

※保証期間は計算しません。

※保証料は非課税です。

3-7-4 保証料等振込口座

保証申込店舗の口座にお振込ください。

保証 申込店舗	口 座 名	金融機関名	預金 種目	口座番号
本社業務部 (札幌)	北海道建設業信用保証(株)	北 洋 銀 行 本 店 北 海 道 銀 行 本 店	普通 普通	3119692 001903
旭川支店	北海道建設業信用保証(株) 旭川支店	北 洋 銀 行 旭川中央支店 北 海 道 銀 行 旭 川 支 店	普通 普通	3994152 282873
帯広支店	北海道建設業信用保証(株) 帯広支店	北 洋 銀 行 帯広中央支店 北 海 道 銀 行 帯 広 支 店	普通 普通	3722204 213607
東京支店	北海道建設業信用保証(株) 東京支店	三菱UFJ銀行 八重洲通支店	普通	0614957
東北支店	北海道建設業信用保証(株) 東北支店	七十七銀行 二日町支店	普通	5414580

3－8 公共工事前払金保証・契約保証申込書の記入

下表をご参照のうえ、請負契約書のとおり、ご記入ください。

①申込者住所、氏名、押印	共同企業体の場合には、共同企業体名をご記入のうえ、「共同企業体の協定内容」欄もご記入ください。
②保証申込種別	「新規」、「中間」、「変更」のいずれか該当するものに○をつけてください。 - 中間又は変更（増額又は減額、保証期限変更）の場合には、保証契約番号を枝番までご記入ください。
③被保証者	発注者の官職名をご記入ください。
④預託金融機関	- 前払金を預託する金融機関店舗名をご記入ください。 - 共同企業体の場合は、協定書に定めた金融機関としてください。
⑤前払金保証申込金額	- 発注者の定める前払金の割合、支払限度額、端数切捨、年度別支払額にしたがってご記入ください。 - 請負契約変更により保証金額が増額又は減額となる場合は、増額又は減額分をご記入ください。
⑥請負金額	- 消費税込みの金額をご記入ください。 - 年割工事（工期が複数年度に亘り、年度毎に前払金が支出される工事）の場合は、上段に総請負金額、下段に当該年度保証対象請負金額をご記入ください。 - 請負金額が増額又は減額となる場合は、変更後の金額をご記入ください。
⑦保証期限	- 工期の末日をご記入ください。 - 年割工事の場合は、最終年度を除き、年度末（3月31日）としてください。最終年度は、工期の末日としてください。
⑧契約保証申込	前払金保証と契約保証を両方申込み場合は、「有」に○をつけ、契約保証申込金額をご記入ください。
⑨工事概要	構造、規模、種類、数量等工事の内容がわかるようにご記入ください（別紙可）。
⑩契約の方法	入札結果が公表されている場合にご記入ください。
⑪契約の保証の取扱選択	該当するものに○をつけ、3～5の場合には、保証機関名もご記入ください。当社に契約保証を申込み場合は記入不要です。
⑫保証料について	該当するものに○をつけてください。
⑬保証証書の受取方法	該当するものに○をつけてください。
⑭担当部課・担当者名	保証申込みに関して、当社からご連絡する場合がありますので、ご記入ください。

3-9 前払金使途内訳明細書の記入

下表をご参照のうえ、前払金の使用予定をご記入ください。

①前払金の費目	・法律により以下の費目が認められています。該当部分を○で囲んでください。	
	材料費	材料費
	労務費	労務費
	外注費	外注費、機械器具賃借料（請負契約を締結しているもの）を含む。
	その他	機械購入費（当該工事償却分）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、前払金保証料、労災保険料、機械器具賃借料（リース）
②費目の内訳	・具体的な費目の内容をご記入ください。	
③金額	・前払金から支払う金額をご記入ください。	
④支払先氏名	・支払先氏名、所在地（市町村）、電話番号をご記入ください。 ・支払先が決まっていない場合は、「未定」と記入し、確定後、「前払金使途変更申込書・承諾書」（3-11参照）により確定手続きを行ってください。	
⑤支払予定月旬	・〇月上旬（又は中旬又は下旬）とご記入ください。 ・上旬；1日～10日、中旬；11日～20日、下旬；21日～月末	
⑥払出方法	・原則、「口座振込」となり、前払金専用別口普通預金口座から直接支払先に振り込むことになります。預託金融機関発行の支払先宛の記名式線引小切手で支払うこともできます。 ・直用労務費、前払金保証料、労災保険料、仮設費は「現金」とすることができます。 ・自己資金で立替払いしたものは、領収書等支払済みであることを証明する書類をご提出いただくことで、「現金」とすることができます。	
⑦工事工程表	・工事の工程を工種毎にご記入ください。 ・別紙としても構いませんが、その場合、余白に工種別金額を記入するか、見積金額を別途ご提出ください。	

※1 「前払金使途内訳明細書」が複数枚になる場合は、(No.) 欄をご記入ください。

※2 共同企業体は、「前払金の預託等に関する申出書」により前払金の預託方法を決めていただくことになります。

(1) 一括して預託する場合、共同企業体として前払金を使用する「前払金使途内訳明細書」を作成してください。

(2) 分割して預託する場合、代表者及び構成員毎にそれぞれ「前払金使途内訳明細書」を作成してください。

※3 中間前払金保証の場合、費目の内訳を「既済部分の材料費、労務費等」として一括計上し、支払先を「各自払」、払出方法を「現金」とすることができます。詳細な使途内訳や工事工程表の記入は不要です。

※4 保証申込後に「前払金使途内訳明細書」の内容を変更する場合は、払出しの前に、「前払金使途変更申込書・承諾書」（3-11参照）により確定手続きを行ってください。

3-10 前払預託金払出内訳書の記入

前払金を払い出すときは、その都度、「前払預託金払出内訳書」を預託金融機関窓口へ提出します。

下表をご参照のうえ、作成してください。

なお、内容の変更や未定の確定を行う場合は、「前払金使途変更申込書・承諾書」により事前に当社の承諾を得る必要があります。詳細は、3-11をご参照ください。

①払出請求日	預託金融機関窓口で払出手続きをする年月日をご記入ください。
②住所、氏名、押印	会社住所、会社名、代表者名をご記入のうえ、押印してください。
③保証契約番号	前払金保証契約通知書等をご参照のうえ、枝番までご記入ください。
④行番号	前払金使途内訳明細書のうち、払い出す行番号をご記入ください。 ※前払金使途内訳明細書が複数枚の場合は、No.と行番号をご記入ください。 (例2-3)
⑤金額	該当する金額をご記入ください。 なお、計上している金額の一部を払い出す場合は、その金額をご記入ください。
⑥支払先氏名	前払金使途内訳明細書のとおりにご記入ください。所在地、電話番号は不要です。
⑦払出方法	いずれかを○で囲んでください。

※1 前払預託金の全額を前払金使途内訳明細書のとおり一括して払い出す場合に限り、「前払預託金払出内訳書」の支払先氏名欄に「全額払出」と記入することで、行番号毎の記入を省略することができます。

※2 当該工事が完成したものの、前払預託金に残額がある場合の払出し

(1) 工事完成による払出し

受渡書等発注者の発行する工事完成を証明する書類の写しを添付し、「前払預託金払出内訳書」の支払先氏名欄に「工事完成による払出」とご記入のうえ、預託金融機関窓口へ提出することで残額をすべて払い出すことができます。

(2) 保証期限終了による払出し

保証期限が既に経過している場合には、「前払預託金払出内訳書」の支払先氏名欄に「保証期限終了による払出」とご記入のうえ、預託金融機関窓口へ提出することで残額をすべて払い出すことができます。

※3 「前払金使途内訳明細書」の保証会社使用欄に朱書きで「要証明書類」とある場合は、次のいずれかの証明書類を「前払預託金払出内訳書」に添付のうえ、預託金融機関窓口へご提出ください。

- ・注文請書（写） ※注文書（写）では証明書類になりません。
- ・契約書（写）
- ・納品書（写）

当該工事の支払先名、品名、工事名、金額が記載されていることが必要です。

同一工事について、既に証明書類を提出している場合は、保証契約番号欄の下に「証明書類は○月○日に提出済み」と記入することにより再度の提出を省略することができます。

3-1-1 前払金使途変更申込書・承諾書の記入

「前払金使途内訳明細書」の内容変更や未定の確定を行う場合は、「前払金使途変更申込書・承諾書」により事前に当社の承諾を得る必要があります。

(1) 使途変更手続きが必要な場合

費目及び費目の内訳の変更	例) 生コン代を砂利代に変更する等
支払先の変更	例) ○○建設を△△建設に変更する等
支払予定月旬の2旬以上の繰り上げ ※当社から指定のある場合は1旬の繰り上げ	例) 10月下旬を10月上旬に繰り上げる等
払出方法の変更	例) 口座振込を現金に変更 ※領収書等支払済みであることを証明する書類の添付が必要です。
未定事項の確定	—

(2) 使途変更手続き

①申込方法（お客様→当社）

次の（ア）～（ウ）のいずれかの方法でお申込みください。道内市町村等発注者に「前払金使途内訳明細書」を提出している場合には、保証契約番号の右側に工事番号又は工事名略称をご記入ください。

（ア）窓口・送付の場合：様式は4枚つづりになっています。変更（確定）内容をご記入のうえ、上から1枚目、2枚目に押印し、4枚ともご提出ください。

（イ）FAXの場合：4枚つづりの1枚目のみコピーしてFAXで送信してください。

（ウ）Web保証申込の場合：当社ホームページの「Web保証申込ログイン」からご利用ください。
詳しくは、以下のURLにてご確認ください。

(URL <https://www2.hokkaido-cs.co.jp/>)

②承諾書の受取り（当社→お客様）

当社の承諾印を押印した「前払金使途変更申込書・承諾書（金融機関用、保証契約者用、※発注者用）」をお渡しします。お客様から預託金融機関、発注者にそれぞれご提出ください。

※発注者が不要の場合や、支払予定月旬及び払出方法のみの変更又は確定の場合は省略しております。

③払出し（お客様→金融機関）

変更後に前払預託金を払い出す場合には、当社の承諾印のある「前払金使途変更申込書・承諾書（金融機関用）」を預託金融機関窓口にご提出ください。

「前払金使途変更申込書・承諾書（金融機関用）」の合計金額を一括して払い出す場合に限り、「前払預託金払出内訳書」の提出を省略することができます。

3-12 共同企業体の別口普通預金口座の指定解除について

共同企業体の前払金専用別口普通預金口座に前払金以外の資金を預託することはできませんが、払出しが完了したのち、前払金専用別口普通預金口座の指定を解除することにより、当該公共工事の竣工代金等を受け入れることができます。

指定解除の申請様式は、当社ホームページの「保証のご案内＞保証申込関係様式」から入手できます。

＜指定解除の手順＞

- (1) 共同企業体毎に前払金専用別口普通預金口座を開設している保証工事で、前払預託金の払出しが完了していることをご確認ください。
- (2) 「共同企業体別口普通預金口座の指定解除について（申請）（3枚セット）」を預託金融機関にご提出ください。
- (3) これにより指定が解除されますので、その後に竣工代金等の資金を受け入れることができます。
※一度、指定解除を行うと、再度、前払金専用別口普通預金口座として使用することはできません。この場合には、あらためて前払金専用別口普通預金口座を開設してください。

3-13 共同企業体構成員に対する支払金の保証について

当社は、共同企業体の構成員間で前払金が分割される場合（分割預託）の構成員に対する支払金の保証を行っております。

一構成員が倒産等により債務不履行となり残存構成員がその工事を完成した場合に、当該残存構成員を「公共工事の前払金保証事業に関する法律」に定める工事完成保証人として取扱い、支払金の支払いを行います。

＜分割預託の申込み～預託～払出し＞

- (1) 「3-1-2 申込書類」に基づき、書類を用意し、「前払金等の預託等に関する申出書」の「2. 前払金の預託方法」の「イ. 各構成員に分割して預託する。」を選択します。
なお、出資割合及び分担工事額が確認できる書類（共同企業体協定書（写）等）もあわせてご用意ください。
- (2) 前払金使途内訳明細書は、分割預託用の「共同企業体代表者用」と「共同企業体構成員用」を作成してください。
- (3) 前払金が共同企業体の前払金専用別口普通預金口座に預託されたときは、代表者から出資割合等に応じて按分された前払金額を各構成員指定の前払金専用別口普通預金口座にお振込みください（※）。
なお、代表者は、共同企業体の前払金専用別口普通預金口座を自社用として兼用することができます。
- (4) 通常の前払預託金の払出手続きに基づき払出しを行ってください。

※代表者が共同企業体の前払金専用別口普通預金口座から各構成員の前払金専用別口普通預金口座に分割前払金を振込む場合は、振込手数料を差し引くことができませんのでご注意ください。

4 契約保証予約（入札ボンド）のお申込手続き

4-1 申込書類

4-1-1 はじめてお申込みされる場合（新規登録）

3-1-1 参照

4-1-2 申込書類

契約保証予約申込みをされる場合は、次の書類が必要です。

○契約保証予約（入札ボンド）のお申込み

- | | |
|------------------------|----|
| ①公共工事契約保証予約申込書（当社所定様式） | 1部 |
| ②入札公告又は入札説明書 | 1部 |

4-2 申込方法

3-2参照

4-3 予約証書等の受取方法と予約手数料の支払方法

希望される受取方法に応じて予約手数料をお支払いください。

希望される受取方法	予約手数料の支払方法
① 当社窓口の場合	当社窓口で予約手数料をお支払いください。 なお、事前にお振込みいただくことも可能です。
② 送付の場合	予約手数料をお振込みください。 （振込口座は3-7-4を参照） 入金確認後、お客様あてに予約証書をお送りします。 なお、振込手数料は、お客様のご負担となりますので ご了承ください。

4-4 受取書類

<発注者に提出する書類>

- 契約保証予約証書（正本）
- 契約保証予約証書（写）

<お客様控え>

- 契約保証予約手数料領収証
- 契約保証予約証書（写）

4 - 5 予約手数料

契約希望金額	予約手数料 【 】内は税抜金額
1 億円以下の場合	2,200円【 2,000円】
1 億円を超え、 2 億円以下の場合	3,300円【 3,000円】
2 億円を超え、 5 億円以下の場合	5,500円【 5,000円】
5 億円を超え、 1 0 億円以下の場合	8,800円【 8,000円】
1 0 億円を超える場合	1 6,500円【1 5,000円】

※契約希望金額：入札予定金額に消費税等を加えた額

※保証予約期間は計算しません。

※振込口座は、3-7-4をご参照ください。

4 - 6 公共工事契約保証予約（入札ボンド）申込書の記入

下表をご参照のうえ、入札公告又は入札説明書にしたがって、ご記入ください。

①申込者住所、氏名、押印	・ 共同企業体の場合には、共同企業体名をご記入いただき、「共同企業体の協定内容」欄もご記入ください。
②予約契約番号	・ 予約内容の変更申込みの場合には、該当の予約契約番号をご記入ください。
③発注者	・ 発注者の官職名をご記入ください。
④契約希望金額	・ 入札予定金額に消費税等を加えた額をご記入ください。
⑤契約保証予約金額	・ 発注機関が求める付保割合で計算のうえ、ご記入ください。
⑥予定価格	・ 予定価格が公表されている場合はご記入ください。
⑦入札保証期間末日	・ 入札説明書等で指定されている場合はご記入ください。
⑧工事概要	・ 構造、規模、種類、数量等工事の内容がわかるようにご記入ください（別紙可）。
⑨手数料について	・ 該当するものに○をつけてください。
⑩予約証書の受取方法	・ 該当するものに○をつけてください。
⑪担当部課・担当者	・ 予約申込に関して当社からご連絡をする場合がありますので、ご記入ください。

5 北海道建設業信用保証株式会社の情報管理について

当社は、お申込みに関する個別情報につきましては、発注機関等特別の場合を除き、一切、第三者に提供いたしません。

また、個人情報につきましては、プライバシーポリシーに従い、厳格な管理をいたします。